

四日市市告示第 9 4 号

四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 2 年 3 月 2 3 日

四日市市長 森 智 広

四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成 1 9 年四日市市告示第 1 3 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(対象講座)</p> <p>第 2 条 給付金の対象となる講座（以下「対象講座」という。）は、次の各号に掲げる講座とする。</p> <p>(1) 雇用保険法（昭和 4 9 年法律第 1 1 6 号）及び雇用保険法施行規則（昭和 5 0 年労働省令第 3 号）の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準ずると<u>四日市市社会福祉事務</u>所長（以下、「所長」という。）が指定する講座</p> <p>(2) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「特定一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座（ただし、専門資格の取得を目的とする講座に限る。）</p>	<p>(対象講座)</p> <p>第 2 条 給付金の対象となる講座（以下「対象講座」という。）は、次の各号に掲げる講座とする。</p> <p>(1) 雇用保険法（昭和 4 9 年法律第 1 1 6 号）及び雇用保険法施行規則（昭和 5 0 年労働省令第 3 号）の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準ずると<u>市長</u>が指定する講座</p> <p>(2) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「特定一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座（ただし、専門資格の取得を目的とする講座に限る。）</p>

及びこれに準ずると所長が指定する講座

- (3) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座（ただし、専門資格の取得を目的とする講座に限る。）及びこれに準ずると所長が指定する講座

（対象講座指定の申請）

第6条（略）

2 前項の指定を受けようとする者（以下「指定申請者」という。）は、四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業対象講座指定申請書（第1号様式。以下「講座指定申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して所長に提出しなければならない。ただし、所長がその保有する帳簿その他の資料によって確認することを支給申請者が認める場合は、添付書類の提出を省略することができる。

(1)から(3)まで（略）

（対象講座指定の審査）

第7条 所長は、講座指定申請書を受理した場合、受給要件及び対象講座受講の必要性の審査を行い、講座指定申請書を受理した翌日から起算して2週間以内に対象講座の指定の可否を決定するも

及びこれに準ずると市長が指定する講座

- (3) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座（ただし、専門資格の取得を目的とする講座に限る。）及びこれに準ずると市長が指定する講座

（対象講座指定の申請）

第6条（略）

2 前項の指定を受けようとする者（以下「指定申請者」という。）は、四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業対象講座指定申請書（第1号様式。以下「講座指定申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長がその保有する帳簿その他の資料によって確認することを支給申請者が認める場合は、添付書類の提出を省略することができる。

(1)から(3)まで（略）

（対象講座指定の審査）

第7条 市長は、講座指定申請書を受理した場合、受給要件及び対象講座受講の必要性の審査を行い、講座指定申請書を受理した翌日から起算して2週間以内に対象講座の指定の可否を決定するも

のとする。

(対象講座指定の通知)

第8条 所長は、対象講座の指定を行ったときは、四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業対象講座指定通知書(第2号様式。以下「対象講座指定通知書」という。)により、対象講座の指定を行わなかったときは、四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業対象講座指定申請却下通知書(第3号様式)により、その旨を指定申請者に通知するものとする。

(給付金の支給申請)

第9条 対象講座の指定を受けて給付金の支給を申請しようとする者(以下「支給申請者」という。)は、対象講座を修了した後に、四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業支給申請書(第4号様式。以下「支給申請書」という。)に次の書類を添付して所長に提出しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合で、所長が特に必要がないと認める場合は、添付書類の提出を省略することができる。

(1)から(7)まで (略)

2及び3 (略)

(給付金の支給決定)

第10条 所長は、前条の規定に基づく

のとする。

(対象講座指定の通知)

第8条 市長は、対象講座の指定を行ったときは、四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業対象講座指定通知書(第2号様式。以下「対象講座指定通知書」という。)により、対象講座の指定を行わなかったときは、四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業対象講座指定申請却下通知書(第3号様式)により、その旨を指定申請者に通知するものとする。

(給付金の支給申請)

第9条 対象講座の指定を受けて給付金の支給を申請しようとする者(以下「支給申請者」という。)は、対象講座を修了した後に、四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業支給申請書(第4号様式。以下「支給申請書」という。)に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合で、市長が特に必要がないと認める場合は、添付書類の提出を省略することができる。

(1)から(7)まで (略)

2及び3 (略)

(給付金の支給決定)

第10条 市長は、前条の規定に基づく

支給申請書を受理したときは、受給要件、対象講座の受講状況及び教育訓練経費を確認のうえ支給を決定し、四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するとともに、速やかに給付金を支給するものとする。

2 （略）

支給申請書を受理したときは、受給要件、対象講座の受講状況及び教育訓練経費を確認のうえ支給を決定し、四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するとともに、速やかに給付金を支給するものとする。

2 （略）

第1号様式から第5号様式までを次のように改める。

第1号様式（第6条関係）

四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業対象講座指定申請書

年 月 日

四日市市社会福祉事務所長

申請者

印

下記の教育訓練を受講したいので、自立支援教育訓練給付の対象講座の指定を申請します。

フリガナ 氏名 (個人番号)	()	生 年 日 月 日	年 月 日 (歳)
住 所	(〒 -)	電話	
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日)		
所要費用 (予定)	入学料 円、受講料 円、合計額 円		
公共職業安定所の一般教育訓練給付金受給資格の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の一般訓練給付金の受給資格がある・ない		
過去の給付の有無	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことがある・ない		
児童扶養手当受給状況	受給している 受給していない		
<p>自立支援教育訓練給付金事業における対象講座の指定事務に当たり、四日市市社会福祉事務所長が市の保有する私に関する個人情報（ ）を利用することに同意します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所 氏 名 印</p>			

第2号様式（第8条関係）

四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業対象講座指定通知書

第 号
年 月 日

様

四日市市社会福祉事務所長

印

さきに提出のありました四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業対象講座指定申請書に基づき審査したところ、下記のとおり指定しましたので通知します。

フリガナ 氏名		生年月日	年 月 日 (歳)
住所	(千 -)		電話
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日)		
所要費用(予定)	入学料 円、受講料 円、合計額 円		

第3号様式（第8条関係）

四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業対象講座指定申請却下通知書

第 号
年 月 日

様

四日市市社会福祉事務所長 印

さきに提出のありました四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業対象講座指定申請書を審査した結果、下記の理由により対象講座の指定を行わないことと決定しましたので通知します。

記

対象講座の指定を行わない理由

第4号様式（第9条関係）

四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業支給申請書

年 月 日

四日市市社会福祉事務所長

申請者

印

四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給を申請します。

フリガナ 氏名 (個人番号)		生 年 日 月 日	年 月 日
	()		(歳)
住 所	(千 -)		電話
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日)		
所要費用	入学料	円、受講料	円、合計額 円
雇用保険法による一般教育訓練給付額	円		
希望する支払金融機関	金融機関名	口座の種類 普通・当座・その他	
	支店名	口座番号	
	口座名義 (フリガナ)		
児童扶養手当受給状況	受給している 受給していない		
<p>自立支援教育訓練給付金事業における給付金の決定事務に当たり、四日市市社会福祉事務所長が市の保有する私に関する個人情報（ ）を利用することに同意します。</p> <p>年 月 日 住 所 氏 名 印</p>			

第5号様式（第10条関係）

四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

四日市市社会福祉事務所長 印

下記のとおり支給額を決定しましたので通知します。

フリガナ 氏名		生 年 日 月 日	年 月 日 (歳)
住 所	(〒 -)	電話	
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日)		
支給対象経費	入学料 円、受講料 円、合計額 円		
支給決定額	円		
振込口座	銀行 支店 本店 (普)		
振込予定日	年 月 日		

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(こども未来部こども保健福祉課)